

## 第 97 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：令和 6 年 7 月 10 日（水）13 時 30 分～16 時 10 分

会 場：仙台市役所本庁舎 8 階 第一委員会室

出席委員：池邊委員、岩間委員、遠藤委員、佐藤委員、庄子委員、馬場委員、平塚副会長、  
舟引会長、牧委員、御手洗委員、横田委員、横張委員（計 12 名）

欠席委員：高野委員、渡部委員（計 2 名）

事 務 局：建設局長、建設局次長、建設局次長、道路部長、道路計画課長、同課主幹兼事業調整係長、北道路建設課長、同課道路第一係長、百年の杜推進部長、百年の杜推進課長、同課主幹兼緑化推進係長、同課緑地保全係長、同課広瀬川創生係長、公園管理課長、同課施設管理係長、同課企画調整係長、同課主幹兼利活用推進係長、公園整備課長、同課主幹兼建設係長、同課青葉山公園整備室長、青葉区公園課長、同課公園係長（計 22 名）

司 会：百年の杜推進課長

### 1. 開会

#### ○事務局（水嶋課長：百年の杜推進課）

—開会—

- ・局長挨拶、資料確認

#### ○舟引会長

—議事録署名人の指名—

- ・議事録署名人：舟引会長、横張委員

### 2. 議事

#### （1）審議事項

##### ①特別緑地保全地区の指定及び保存樹林の区域変更について

#### ○事務局（岩淵係長：百年の杜推進課緑地保全係、今泉技師：百年の杜推進課緑地保全係）

—参考資料 1、資料 1 について説明—

#### ○平塚副会長

- ・資料 1 の 2 ページの区域図について、核となる部分は、令和元年に指定された保存樹林であり、かつての山林の一部を含む領域となる。母屋の北から西にかけて、同じような形の木が密集している部分がスギ林で、北西からの雪を含んだ寒風を防ぐ典型的な屋敷林である。スギの他に、常緑針葉樹のヒノキやモミ、アカマツも混在している。これらの常緑針葉樹だけでは林内が暗いが、この東西に、コナラやイヌシデ、カスミザクラ、ウワミズザクラ等が混生しており、秋になると落葉し、林内に光が入る環境である。土

地所有者は、これらの樹木を建材や薪として利用していたと推察する。

- ・ 仙台北環状線を挟んで、当該地の南側に水の森公園や宮城学院女子大学がある。ここは県の緑地環境保全地域になっており、国の準絶滅危惧種であるトウホクサンショウウオが生息すると言われていた。しかし今年の5月、それはさらに新種である「センザンサンショウウオ」であることが判明した（名前のセンザンは仙山—仙台と山形の意）。当該地は、自然環境が非常に豊かな周辺と同一の水系・流域に属すると考えられる。
- ・ 1970年代の航空写真を見ると、周りが宅地開発により完全に裸地化し、当該地の輪郭線とほぼ同じ形状で緑地が孤立しているのが分かる。今となっては当該地を中心に対面や東西に緑が繋がっており、よくぞ今まで残していただいたと感じる。

#### ○横田委員

- ・ 資料1の3ページの写真を見ると、保存樹林区域が2つに分かれているが、何故か。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ 保存樹林区域の間にある空白地は、国有地の「道」になっており、民有地の部分のみ保存樹林に指定している。特別緑地保全地区については、国有地の「道」も含めて指定したい。

#### ○横田委員

- ・ 所有者が違うということか。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ そのとおりである。

#### ○遠藤委員

- ・ 資料1の1-4.の(4)に記載されている、「西側に続く樹林地については、土地利用計画を考慮して除外した」について、補足説明していただきたい。

#### ○事務局（今泉技師）

- ・ 西側に続く樹林地は、開発の計画があるので除外した。

#### ○岩間委員

- ・ 開発計画箇所について、住民説明会が進んでおり公開情報となるが、ブランチ仙台を保有する企業が開発することとなっており、商業施設が建設される予定である。
- ・ 水の森公園でカモシカの親子が見つかったが、当該地南側の田んぼも宮城学院のグラウンドになる予定であり、カモシカの生息域が狭まることを懸念していたので、当該地を保全することは非常に大事であると考える。

#### ○佐藤委員

- ・ 同一の水系や、新種のサンショウウオが発見された箇所を特別緑地保全地区に指定したことについては、「ネイチャーポジティブ」という、世の中の流れに合致していると考ええる。
- ・ 特別緑地保全地区については、国も今後力を入れていくこととなるが、公的な資金を活用しなければならず、貴重な緑地でも、優先順位をつけていくと、指定の順番がなかなか

か来ない実態があると考え。仙台市では、特別緑地保全地区の指定についてどのように優先順位をつけており、今回はどのような経緯で、当該地に順番が回ってきたのか教えていただきたい。

**○事務局（岩淵係長）**

- ・ 仙台市では、まずは保存緑地を買い取りのうえ、特別緑地保全地区に指定することを順次進めるとともに、並行して、今回のように土地所有者の協力が得られる緑地については、特別緑地保全地区に指定することとしている。
- ・ 当該地については、保存緑地の調査の中で、市職員が見つめてきたのがきっかけであり、土地所有者から特別緑地保全地区への指定に対して理解と協力をいただけたため、指定することとなった。

**○佐藤委員**

- ・ 今回、市職員が見つめてきたとのことだが、土地所有者から特別緑地保全地区への指定を希望する申し出があった事例はあるか。

**○事務局（岩淵係長）**

- ・ 具体的には無いが、特別緑地保全地区の制度について説明している箇所は1箇所ある。

**○佐藤委員**

- ・ 土地所有者からも、申し出、相談等がしやすい体制がとれると良い。

**○馬場委員**

- ・ 平成30年の段階で、特別緑地保全地区の指定について協議ができたのではないかと。仙台市で市街化区域にまとまった緑を確保することが困難である中、保存樹林の指定に関する協議と並行して、特別緑地保全地区の指定についても協議ができれば、もう少し早く指定出来たと考える。
- ・ 指定の経緯について補足説明していただきたい。

**○事務局（岩淵係長）**

- ・ 平成30年の1月頃に保存緑地の調査中に市職員が当該緑地を見つけた直後から、土地所有者と接触し、緑地の保全に向けた協議をしていく中で、特別緑地保全地区となると、指定までに時間を要すほか、厳しい行為規制がかかるということもあるので、まずは保存樹林に指定することで土地所有者の了承が得られた。その後、継続して緑地の保全に協力いただくために協議を進めていくなかで、税制面の優遇措置等も要因となり、今般、特別緑地保全地区の指定について土地所有者から理解いただいた。

**○御手洗委員**

- ・ 当該地の南側が県の緑地環境保全地域に指定されている一方で、西側が開発されることだが、当該地の周辺において、何らかの制度で保全されていく緑地と開発されていく緑地の大まかな区分けを教えていただきたい。

**○事務局（岩淵係長）**

- ・ 当該地の西側の緑地は、開発により樹林地ではなくなるが、そこに繋がっている北側の

道路沿いにある緑地は、仙台市所有の道路法面になっており、緑地として残る。さらに北側の東西に延びている緑地や、当該地の南側については公園になっており、開発は発生しない見込みである。

#### ○庄子委員

- ・ 特別緑地保全地区は、行為の制限はあるが土地の売買の制限はなく、土地所有者が変わった場合、特別緑地保全地区の指定は継承される認識でよろしいか。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ 都市計画決定されているので、売買した場合も、特別緑地保全地区の指定は継続する。

#### ○庄子委員

- ・ 土地所有者が売買を希望した際、仙台市へ優先的に相談するような規定はあるのか。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ 緑地として売買する際に、仙台市が優先的に買い取るような規定は無いが、土地所有者が、許可制である開発行為を希望する際に、仙台市が不許可にすることで、土地利用に著しい支障が発生するため、土地所有者から土地の買い入れの申し出があった場合に買い取ることとなる。

#### ○庄子委員

- ・ 許可を申請して不許可になったら、土地利用に関して著しい支障があるので、仙台市に買い取るよう申し入れが出来るということか。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ そのとおりである。

#### ○佐藤委員

- ・ 緑地を緑地として継続させていくためには、戦略的に進めなければいけないと考える。
- ・ 土地所有者の状況や、周りの環境の状況等を踏まえて、自治体がリーダーシップをとり、官民の連携をとりながら、仙台市の緑地全体の残し方について議論し、保存樹林、保存緑地、特別緑地保全地区、自然共生サイト等様々な制度を使い分けながら保全していくことが必要であると考えている。
- ・ 緑地の保全については、みどりの基本計画に記述されているが、記述事項以上に踏み込んだ形で、開発圧を避け保全すべき緑地を保全する戦略を持って取り組んでいるのか伺いたい。

#### ○事務局（水嶋課長）

- ・ 仙台市では、都市緑地法と同時期に制定された杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地制度を使って、市街地近辺の緑を保全してきた経緯があり、これにより優先的に保全すべき緑地は、一定程度確保されていると考える。
- ・ 保存緑地制度は、特別緑地保全地区制度と同様に土地の買取りが可能な制度になっている。特別緑地保全地区指定箇所は、現時点で土地所有者が当面の間土地を手放す意思を示しておらず、所有し続けたい考えを持っている方が多いので、保存緑地の買取り要望が一定

数寄せられている状況を踏まえ、保存緑地の買取を優先して行っている。

#### ○佐藤委員

- ・ 今後、行政だけで取り組むのは困難だと考えるので、民有緑地の保全については、官民連携のプラットフォームを導入して取り組むと良い。

#### ○舟引会長

- ・ 他に意見が無ければ、指定と区域変更を了承することとしたい。

(委員一同了承)

- ・ 原則開発が自由な市街化区域、かつ仙台北環状線の隣接地という最も開発圧の強い箇所、生態学的に貴重で、斜面地の立体的で良好な景観を有する樹林地が保全されることは非常に良いことである。
- ・ 参考資料1の、表4行目に行為の制限について記述があり、特別緑地保全地区の欄では、「許可」とあるが、全ての行為が許可されるように読み取れる。この記述は不適切で、基本的に木を切ること含めて現状凍結、何もしてはならないというくらい厳しい制限である。厳しい行為制限のため、土地の使用収益を得ることがほとんどできないので、代わりに固定資産税等について免除、相続税、贈与税について8割評価減という税制がある。この様な税制を適用してもなお、行為制限のために不利益が生じた際に、行政側が買い取る仕組みとなっている。行政にとっては、指定の段階での土地の購入費が不要で、土地所有者にとっても税制上のメリットがあり、互いにWin-Winの関係で緑を守ることができる仕組みである。
- ・ 保存緑地に指定した後に、特別緑地保全地区の先行買取制度を利用して買い取るのは、仕組みとしては本末転倒で、先に土地を購入してから特別緑地保全地区に指定してもあまり意味が無い。今回これほど大規模な緑地を、税金を直ちに投入せずに、特別緑地保全地区の制度を活用して保全することが出来たことは大きな進歩であり、仙台市ではほぼ初めてであることを申し添える。
- ・ 優先順位を付けた戦略的な緑地の保全については、本来みどりの基本計画において、記述する必要があるが、熟度が達していなかった。他都市の事例を紹介すると、同じ政令指定都市の川崎市では、約20年前に市街化区域に残存している斜面の緑地等について、全て調査し、優先順位を付けて、土地所有者に対して特別緑地保全地区への指定について交渉を進め、緑地の保全面積を増やしている。ぜひそのステージへ踏み込んでいただきたい。

#### ②保存緑地の区域変更について

#### ○事務局（佐々木総括主任：百年の杜推進課緑地保全係）

—資料2について説明—

#### ○遠藤委員

- ・ 保存緑地の区域を追加して代償措置をとることは、仙台市との意見交換を経て決定した

のか、もしくは学校法人の自発的な提案だったのか。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ 学校法人と開発事業者から緑地を開発することを相談された際に、仙台市から、代償措置として保存緑地を追加するよう協力を依頼した。開発事業者からは、開発区域に接する民有地を購入して保存緑地とすること、学校法人からは、開発の際に発生する土を利用して、駐車場跡地を盛土した後、植栽して保存緑地とすることを提案された。

#### ○遠藤委員

- ・ 双方による協議を経て追加を決定したことは良いことである。

#### ○佐藤委員

- ・ 保存緑地に追加指定する場所が、もともと保存緑地に指定されていない理由を教えてください。
- ・ 駐車場跡地を盛土のうえ、植栽して保存緑地に追加する箇所について、地域性在来種の活用や既指定の保存緑地の植物の流用等、仙台市として植栽への指導等は行うことは可能か。

#### ○事務局（佐々木総括主任）

- ・ 元々保存緑地に指定されている箇所は、大きな一筆の土地のうち、緑地が残っている箇所が指定されたものである。開発事業者が購入した土地は、既指定の保存緑地と筆が異なっている。もともと低木や、学校敷地から伸長してきたツタが覆っていたが、開発事業者が伐採等を行い、現在は整然としており、今後改めて緑化を検討することとなる。駐車場跡地については、砂利舗装を敷設しており、緑地となっていないので、保存緑地に指定されていない。

#### ○事務局（杉野目総括主任：百年の杜推進課緑地保全係）

- ・ 植栽への指導の可否について、今回の開発に際し、保存緑地内行為届出書を受理している。届出行為であり、仙台市から行為に対して指導する規定は無いが、届出の受理の前段で、植栽方法について協議を行っており、郷土種の活用や、開発する際に表土を剥ぎ取り植栽時に活用すること等を提案している。具体的な手法については未定だが、引き続き協議することについて同意を得ている。

#### ○佐藤委員

- ・ 市の担当者が専門知識を持っているとそのような提案が出来ると考えるが、他自治体では緑化するうえでのガイドラインを作成している事例もあるので、ガイドラインの作成についても検討していただきたい。

#### ○庄子委員

- ・ 今回は開発事業者と学校法人が代償措置をとることに協力的であったため、結果的に保存緑地の面積が変わらなかったが、代償措置をとらなくても保存緑地の指定解除が可能なのか。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ 代償措置をとってもらうよう協議しながら、指定解除の手続きを進めることを前提としているが、やむを得ず追加で指定する緑地が確保できない場合は、代償措置をとることなく指定解除することはある。

#### ○庄子委員

- ・ 代償措置をとることなく開発をすることを、必ず阻止できるわけではないということか。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ そのとおりである。

#### ○舟引会長

- ・ 参考資料1の保存緑地の行為の制限欄に「届出」と記載しているが、これは、届け出れば、その他の法令により認められた範囲内であれば、何でもできてしまうことを意味する。木を植える場合も、伐採する場合も届出が必要となるが、結果として緑地でなくなれば、保存緑地として指定し続ける必要性が無くなるので解除せざるを得ないという理解でよろしいか。

#### 事務局（水嶋課長）

- ・ そのとおりである。そのため、保存緑地については、仙台市が土地を買い取ることができる制度を設けており、どうしても保存緑地として維持していく必要がある場合は、土地所有者から買取を申し出てもらい、仙台市が土地を取得することで、緑地を保全することもありうると考えている。

#### ○御手洗委員

- ・ 資料2の追加緑地の①と②について、盛土と植栽に関する費用は、事業者が全額負担するのか。参考資料1によると、保存緑地では指定交付金があるが、指定面積が相殺されるので交付されないのか、また、保存樹林では、補植に関しての補助金があるようだが、保存緑地では補植に対して仙台市で負担する制度は無いのか伺いたい。
- ・ 追加緑地①と②については、現状緑地でないため指定されておらず、今後緑化することを前提として保存緑地に追加することとしているが、追加緑地③について、現状の写真を見ると、必ずしも良好な緑地には見えないが、現状でも指定要件の、「特に良好な自然的環境を有する」という条件に該当していると判断しているのか伺いたい。

#### ○事務局（岩淵係長）

- ・ 資料2の追加緑地①と②の緑化について、学校法人が、通路の建設に伴う発生土を流用することとなっているため、仙台市から費用を負担することはない。保存緑地保全協力援助金については、土地所有者と既指定箇所において協定が締結されており、協定の面積等を変更すれば、追加指定箇所も協力援助金の交付対象になるので、植栽のうえ緑地となれば、協力援助金により維持管理できることとなる。
- ・ 追加緑地③について、現況緑地になっているので、保存緑地として追加することが可能であると判断したが、加えて開発事業者により低木を新たに植栽することを検討していると伺っている。

### ○御手洗委員

- ・ 保全協力援助金を交付するのであれば、先述の行為の届出の際と合わせて、交付の手続きを進める中で、良好な緑化について指導していただきたい。

### ○舟引会長

- ・ 他に意見が無ければ、区域変更を了承することとしたい。  
(委員一同了承)

## (2) 報告事項

### ①仙台市みどりの基本計画の進行管理について

#### ○事務局（岩月主査：百年の杜推進課緑化推進係）

—資料3-1、3-2について説明—

#### ○遠藤委員

- ・ 今後、みどりの基本計画の中間見直しを行うこととなるだろうが、先述の緑地保全について、舟引会長から情報提供いただいた内容を盛り込む必要があると考える。
- ・ 計画に盛り込んでいく場合、どのようなプロセスを踏んでいくのか。

#### ○舟引会長

- ・ みどりの基本計画については、自分が部会長として策定したが、実行しながら考えていくものが残っていると考えている。緑地保全の件については、まず仙台市が勉強したうえで、検討を進める必要がある。今年10月から、川崎市で全国都市緑化フェアが開催されることもあるので、ぜひ視察していただきたい。

#### ○事務局（中川主幹：百年の杜推進課緑化推進係）

- ・ 令和7年度にみどりの基本計画の中間見直しを行うこととしており、本日いただいた意見を踏まえるとともに、現在の緑化行政の課題を整理したうえで、後期の施策について検討したい。また、先進事例の視察も行いたいと考えている。

#### ○横田委員

- ・ 仙台の市街地では、子供が長い時間遊べるような場所が少ないと考える。例えば青葉山公園や西公園のプール跡地では大型遊具等を整備したほうが良いと考えるが、そのような計画はあるか。

#### ○事務局（小山課長：公園整備課）

- ・ 西公園の、現在整備中のプール跡地の北側において、大型の遊具を整備する予定である。

#### ○事務局（結城主幹：公園管理課利活用推進係）

- ・ 青葉山公園追廻地区の公園センター地区・中央広場では、キッズパーク等の子供も遊べるようなソフト事業を展開している。

#### ○馬場委員

- ・ Park-PFIについて、仙台市周辺だと、盛岡市の木伏緑地で約5年前から実施されている。

- ・ PFI 事業では、公益性と事業性が求められるが、海岸公園藤塚地区では、周辺で既に商業施設がオープンしており、そこから続けて来訪する利用者もいると考えられる。既に事業者が決定しているのか、また公益性の観点から事業応募者に対し、仙台市としてどのような助言や要求を行っているのか伺いたい。

#### ○事務局（小山課長）

- ・ 海岸公園藤塚地区の Park-PFI 事業では、全天候型の遊び場を公募対象施設としている。応募があれば今秋に選定委員会を開き、事業を進めていただくこととなる。

#### ○馬場委員

- ・ 飲食店は、公募対象になっていないのか。

#### ○事務局（小山課長）

- ・ なっていない。

#### ○佐藤委員

- ・ 各施策の評価について、丁寧に記載されているのは良い。
- ・ みどりには、多様な社会課題を解決する機能があるが、その機能を発揮させるには、他分野との連携が必要であると考え。仙台市みどりの基本計画では、健康・医療や福祉、教育、観光等の分野と連携している姿勢が、不明瞭である。実際には各施策において連携しているかもしれないが、計画の中で示されると良い。
- ・ 「公園や道路における透水性舗装や雨庭等の整備」について、雨庭等の整備箇所の実績は示されているが、雨水の地下浸透量に関する目標や戦略が不明瞭だと感じた。レインガーデンプロジェクトは、現在全世界的に取り組まれており、バンクーバー市では、公園に雨庭を整備した際に、雨庭の整備に要した予算や雨水の浸透効果について明確に市民に示している。仙台市でも雨庭の整備による雨水浸透効果や、雨庭が市民の生活に直結することを示すような方針で進めていただきたい。
- ・ 「ふるさとの杜再生プロジェクト」について、予定を上回り進んだS評価とした理由を教えてください。
- ・ 「生物多様性地域戦略の推進」について、東北地方では自然共生サイトの認定が少ない中、仙台市は頑張っていると思うが、資料3-2には認定の実績を記載していないのか確認したい。
- ・ 本来、生物多様性の向上は、仙台市内の生物種の中から目標種を選定し、目標種に対する取り組みによる実績や成果を踏まえ評価すべきであるが、現状は、生き物観察会等の開催回数が評価対象となっており、非常に希薄な内容であるので、改善いただきたい。
- ・ 「肴町公園再整備事業」についてB評価としているが、検討委員会の回数が目標に満たなかったことが理由なのか。住民間の関係構築に向けて努力し、結果的に時間をかけて協議することとなったために進捗が遅れているのであれば、B評価ではないと考えるので、B評価とした理由を教えてください。
- ・ Park-PFI については、長所もあるが、課題も大きいと考えている。収益事業によって

得られた収益が公園施設に還元される仕組みは必要と考えるが、本来公園は、社会教育、文化芸術、Well-being を育む場であり、収益性に傾向し、コミュニティ形成等の公益性を持つ施設でなくなってしまうことに非常に危機感を抱いている。Park-PFI に対する仙台市の考え方を伺いたい。

- ・ 「建築物等緑化ガイドラインの運用」について、ガイドラインの内容を確認したが、生物多様性に関する記述が希薄であると考え。ネイチャーポジティブの時代となり、全世界的に生物多様性に関する取り組みが盛んになっており、仙台市でも自然共生サイトの認定に向けて頑張っているので、「生物多様性地域戦略の推進」との連動等により力を入れていただきたい。
- ・ 仙台市は非常に質の高い街路樹管理をされている一方で様々な課題もあると考える。杜の都名木・古木巡りや「街路樹ツアー」のような取り組みを行っていると思うが、このようなツアー等の中で、仙台市の現在の施策や、課題を市民と共有し、市民に協働してもらえる流れができると良い。市民向けのツアーで、行政の情報が共有されていないのが非常に残念であると考えていたので、検討していただきたい。

#### ○舟引会長

- ・ 事務局と委員への提案となるが、本案件について、会議の時間的制約がある中、報告内容を全て確認するのは困難なので、一度各委員に文書で意見をもらい、次回の審議会で、意見に対する回答を含めて事務局より報告してもらうことは可能か。
- ・ 本案件については、これまで自己評価のみを説明し、煮詰まらずに報告していたのが実態であり、今回は、写真等を活用することでより委員に伝わりやすい資料を準備してもらったが、令和7年度にみどりの基本計画の中間見直しを行うことや、現計画は、前期までの委員が策定に携わっており、今期委員が大幅に変わったことを踏まえ、このタイミングでまとめて意見をいただき、事務局側で、中間見直しへの反映の可否を検討するような作業を行った方が良いと考える。
- ・ 委員には、積極的に意見を出していただきたい。  
(事務局、委員一同了承)

#### ②定禅寺通再整備に係るケヤキの根系等調査の結果および対応方針について

#### ○事務局（横濱主任：公園管理課企画調整係、佐々木主任：公園整備課青葉山公園整備室）

—資料4について説明—

#### ○遠藤委員

- ・ 前回の審議会の直後に根系調査の見学会のご協力をいただき、感謝を申し上げる。岩間委員と庄子委員に参加してもらい意見交換できたほか、大学生から年配の方まで参加していただき、皆、ケヤキについて気になっていることを実感できた。今後も様々なプロセスを、市民に共有し体験できる機会を設けていただきたい。
- ・ 今回の調査で試掘したケヤキは一部であるが、厳しい環境の中で生育していることが分

かった。

- ・ 現在、衰弱しているケヤキの有無について把握しているのか。また、衰弱しているケヤキがあれば、今後どのような対応をとるのか伺いたい。

#### ○事務局（佐藤係長：公園管理課企画調整係）

- ・ 今回、樹勢調査として、前回調査時の1996年からのケヤキの成長量についても調査を行った。1996年と比較し、樹高については平均約16メートルから平均約23メートルと約1.4倍伸長しており、胸高直径は平均約50センチから平均約65センチへと約1.3倍肥大している。前回の調査時点で成長量の鈍化傾向が指摘されていたが、今回の調査により、成長量は鈍化傾向にはあるものの、大きく減少していないことが確認された。
- ・ 地上部の健全度調査については、定禅寺通内の全166本のケヤキを対象に、本市の街路樹健全度調査マニュアルに基づく専門診断を行った。専門診断は、樹木医による外観の診断と、より詳細に精密機械を使って診断する精密診断の2段階の調査となっている。今回の外観診断の結果、19本については精密診断が必要と判断され、精密診断の結果、健全から概ね健全と判定された樹木が13本、不健全に近いと判定された樹木が5本、不健全と判定された樹木が1本あった。

#### ○事務局（降幡課長：青葉区公園課）

- ・ 不健全と判定された樹木については、放置すると危険なので、伐採の準備を進めており、概ね7月から8月前半に伐採作業に入る予定である。
- ・ 不健全に近いと判断された樹木については、今後何らかの措置ができるか検討する必要があると考えている。

#### ○佐藤委員

- ・ 資料4は、ホームページに掲載されるのか。
- ・ 市民見学会の件について、ホームページに掲載されていると市民が身近なこととして閲覧しやすいので、市民見学会のレポートも、もう少し詳しく載せていただくと良いと考える。どうしても限られた人数しか参加できないので、ホームページに掲載いただきたい。

#### ○事務局（佐藤係長）

- ・ 本日配布した資料については、当審議会のホームページに掲載する。市民見学会に特化したレポートについても、市のホームページに掲載するよう調整を図る。

#### ○佐藤委員

- ・ ケヤキは健全でも落枝が多いが、定禅寺通においてケヤキの落枝で怪我をしたという話をあまり聞いたことがない。実際には落枝による事故は発生しているのか。

#### ○事務局（降幡課長）

- ・ 定禅寺通や青葉通は他の路線と異なり、2年に1回の高頻度で剪定を行っており、その中で枯れている枝を除去しているので他の路線と比較すると多くはないが、強風が吹けば落枝は若干発生することはある。

#### ○佐藤委員

- ・ 定禅寺通は、丹念な維持管理により適切に保全されており、市民も安心して通行できているのだろう。

#### ○平塚副会長

- ・ 一般的なケヤキの根の特徴として、幹を中心に、薄い円盤状に根を張り、浅い表層で大きな樹体を支えていることを認識していただきたい。今回の再整備によって、本来、同心円状に広がる根が、場合によっては半円状もしくはベルト状になってしまう恐れがある。垂直方向の太い支持根により直下で支えられればよいが、場所によっては地下埋設物が存在しており、根の伸長が止められている。根の伸長が狭い帯状に制約されるようであれば、その地表部をいかに保護できるかが、ケヤキを長生きさせるポイントとなる。

#### ○舟引会長

- ・ 地表に出ている根を保護することが重要であるとのことなので、工事の際は、その点について樹木医から意見をいただきながら、慎重に進めていただきたい。
- ・ 定禅寺通のケヤキだけでなく、市が管理する樹木は無数にあるため、落枝が発生しても、通常のマンパワーでは全ての樹木には対応しきれないと考えるが、異常気象により従来より強風が吹くことが多くなっている状況を踏まえ、日常の管理や市職員の経験の活用により対応していただきたい。
- ・ 本案件については、ここで終了としたい。  
(委員一同了承)

#### ○舟引会長

- ・ 「その他」として委員から意見はないか。  
(委員一同意見なし)
- ・ 以上で議事を終了とする。

### 3. 閉会

#### ○事務局（水嶋課長）

—閉会—